

# ラベルバンク新聞

発行所  
株式会社ラベルバンク  
大阪市淀川区西中島 5-12-8  
新大阪ローズビル 6F  
TEL : 06-6838-7090  
FAX : 06-6838-7091  
http://label-bank.co.jp/  
support@label-bank.co.jp

## 第100号

いつもラベルバンク新聞をお読みくださいまして、ありがとうございます。おかげさまで、第100号を迎えることができました。毎月1回発行しておりますので、始めてから8年と少しが経ったことになりました。まずは、この新聞でも多く取り上げることになった、ここ数年の日本の制度の変化から振り返ってみたいと思います。

### ここ数年の日本の食品表示の変化について

数年で見れば、栄養表示基準の改正やアレルギー表示の対象原材料追加、原産地表示の品目拡大、外食メニューに対する表示対策発表など様々ありました。ただ、現在改正中のもとの混同しないよう、大きな変化のみを抜粋いたします。

- ・2015年4月 食品表示基準施行(食品表示に関する基準の一元化)
- ・2015年4月 機能性表示食品の制度の新設
- ・2016年4月 製造所固有記号の制度の改正(「アータベース」の運用開始)
- ・2017年予定 原料原産地表示制度の改正

「食品表示基準」では、添加物と添加

## 日本と海外の食品表示について



物以外の原材料の区分を明記することになった点、栄養成分表示が義務化された点、そしてアレルギー表示の方法が改正された点が大きな変更点となりました。国内で生産される食品だけでなく、輸入食品も含めた大きな改正と言えます。

「機能性表示食品」制度では、食品の機能に関する科学的根拠を届出すること、商品への機能性表示が可能になりました。制度開始から2年間で800商品以上が届出を受理され、その科学的根拠が公開されるなど、市場に大きな変化をもたらしています。

「製造所固有記号」の制度改正については、原則2以上の工場で製造する場合に限り利用可能となり、多くの商品で製造者名と所在地が表示されつつあります。また、消費者庁のWEBサイトでは、固有記号が示す製造者と所在地が数多く公開されるようになりました。

そして「原料原産地表示」の制度改正が、現在パブリックコメントの募集を終了し、この夏に正式に施行される見通しとなっています。輸入食品を除くすべての加工食品に義務付けられることになりましたので、こちらも大きな変化と言えるでしょう。

### 海外と日本の食品表示の主な違い

この数年間、日本と同様に海外でも食品表示に関する制度改正が多くありまし

た。日本の食品の輸出先国として人気のあるEU諸国やアメリカ、アジア各国においても同様です。これらの国々に食品を輸出する際には、日本との制度の違いを知っておく必要があります。まずは、日本から見た主な違いをまとめてみたいと思います。

- ・アレルギーの対象原材料の分類が大きく、確認範囲としては広くなる場合がある
- ・アレルギーの表示に太字、下線などの強調が必要になる場合がある
- ・物質名での添加物表記を求められるなど、表記方法が異なる場合がある
- ・原材料としての「水」の表記が必要になるなど、計算手順が異なる場合がある
- ・添加物と添加物以外の原材料の表示区分がなく、記載順序が異なる場合がある
- ・アルコールなど特定の原材料を使用した際、指定された表示が必要となる場合がある
- ・栄養成分の表示項目が細かく、また1日摂取量%などの表記が必要になる場合がある
- ・栄養補助食品の扱いが日本と異なるなど、対象となる表示基準が一般食品と異なる場合がある
- ・多言語での表示を想定した規則があり、言語間の整合性確認が必要なる場合がある

その他、文字の大きさやフォントに関する規則もまた国によって様々です。

右記は「表示基準」について、ざっと思いつく限りを並べてみたものですが、実際の輸出時には「規格基準」についても確認が必要です。例えば香料など添加

物の定義や、添加物使用基準(用途、使用量など)も国によって異なり、そして食品の定義自体も異なります。例えば同じ原材料ながら「チョコレート」と表示できる国と表示できない国があることとなります。

### 輸出食品に対する確認業務について

世界各国には、ラベルバンクと同じように食品の原材料使用基準確認や、使用原材料と食品表示の整合性確認を行う機関があります。ここ数年間で少しずつ受託してきた輸出向け食品の確認業務について、昨年より各国の複数の検査機関企業と提携することにより、さらに正確な調査と確認ができる体制を構築してきました。制度も文化もそれぞれ異なる国の方々と同じように仕事を進めるのは難しいですが、国内の仕事と同様、1つ1つ丁寧に対応していきたいと思えます。

また、各国の原材料使用基準や表示基準等の確認に必要な「各国基準データベース」構築についても、提携を始めました。ニユースリリスがあると嬉しいです。後日あらためてご紹介できるといいと思います。

原材料や表示の確認は、多国間で食品を流通したいと思うときに発生する大きな課題の1つと言えます。各国検査機関、企業によって得意とする専門分野も異なりますが、現地の知見をうまく活用し、日本で食品を生産製造される方にとって、海外輸出に関する確認業務をお手伝いできるようなりたいと思います。また、そこで得た経験等も、こうしたコラムや講演等でみなさまにお伝えできるようしていきたいと思えます。

(川合)

## 東京オフィス 移転のお知らせ



弊社、東京オフィスは神田小川町へ4月25日（火）に移転いたしました。

東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅徒歩1分をはじめ、新宿線、丸ノ内線、中央線・総武線、銀座線、山手線、6つの路線をご利用いただけます。  
お近くにいらした際は、ぜひラベルバンクまでお気軽にお立ち寄りくださいませ。

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町 1-10-2 ATELIER YOURS 小川町 6F

TEL: 03-6260-9540 FAX: 03-6260-9541

### 月刊『食品と開発』連載のお知らせ④

#### 表示ミスを防ぐための食品表示実務の大切なポイント ～添加物の表示と添加物使用基準～

月刊『食品と開発』5月号(UBM ジャパン株式会社)にて弊社が担当している連載のご紹介です。  
第4回目のテーマは、「添加物の表示と添加物使用基準」です。

添加物に関する知識は、食品表示に関する業務経験が少ない人からすればもっとも難解で専門性が必要と感じてしまう分野と言えます。組織として表示ミスを防ぐためには、まずは“勘どころ”を共有しておくことが大切だと思います。今回は、その添加物を表示する際のポイントをまとめています。

1. 表示規則を知る前に“物質名”（いわば「添加物のフルネーム」）を知ること
2. 新基準での添加物表示
3. 表示を作成するときの課題
4. 特に注意が必要なポイント（特定原材料、強調表示、使用基準）必要な情報を決めておく

ご関心のある方はぜひ書店でお買い求めください。

☞ 月刊『食品と開発』のご紹介はこちら  
[http://www.kenko-media.com/food\\_devlp/](http://www.kenko-media.com/food_devlp/)



### 講演のお知らせ 5月（大阪）

#### 原産地表示制度“中間とりまとめ”の把握と自社の食品表示の将来展望を考察する

- ◆日時：2017年5月10日（水）13:30～15:00
- ◆会場：大阪産業創造館（大阪市中央区本町1-4-5）
- ◆主催：日報ビジネス株式会社様
- ◆講演者：川合裕之（株式会社ラベルバンク）

「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」にて、「国内で製造し、又は加工した全ての加工食品を義務表示の対象とする」と公表されました。「加工食品の原産地表示」に関連し、基礎的事項から、制度の“中間とりまとめ”の最新情報、方向性についての考察をお伝えいたします。

## 今月の「お気に入り」言葉

学問の本趣意は読書のみならずして精神の働きの在り。

（福沢諭吉）